「若不生者」の誓い

今月四日荒谷地区を最後に恩講（地区報恩講）のご縁が終わりました。先月十八日水流・木合屋地区の恩講を除けば、好天に恵まれ暖かいお参りのご縁、老体にはありがたいことでした。

本年一月二日から本堂お朝事（朝のおつとめ・晨朝勤行ともいう）でおつとめした親鸞聖人（以下 宗祖）御著作『三帖和讃』全三百三十六首中三百十七首の繰り読みは今月末までで六回になります。

ご和讃は「和語の『教行信証』」といわれるだけあって、その一首一首は漢文の『教行信証』に比べると分かりやすく、浄土三部経それぞれのお経さまの意や七高僧のお示し、宗祖のお示しを宗祖在世時代の今様という七五調のお歌の形で作られています。

私にも理解しやすい和讃をよくお取次ぎのご讃題に使わせていただきますが、最近は次の和讃を使っています。

若不生者のちかひゆゑ
信楽まことにときいたり
一念慶喜するひとは
往生かならずさだまりぬ

現代語に訳すと

「もし生まれることができないようなら、さとりを開かない」と本願に誓われているので、真実の信心を得たまさにそのとき、本願を信じ喜ぶ人は、浄土に往生することが間違いなく定まるのである。

となります。

本願の誓い（本願文）とは

設我得仏　十方衆生　至心信楽　欲生我国　乃至十念
若不生者　不取正覚　唯除五逆　誹謗正法

です。

現代語に訳すと

わたしが仏になるとき、すべての人々が心から信じて、わたしの国に生まれたいと願い、わずか十回でも念仏して、もし生まれることができないようなら、わたしは決してさとりを開きません。ただし、五逆の罪を犯したり、仏の教えを謗るものだけは除かれます。

となります。

阿弥陀さまの私に対してのお求めは「阿弥陀さまを心から信じて、阿弥陀さまの国に生まれたいと願い、お念仏申して」だけです。断食をしなさい、心を静めて常にわたしを心にたもちなさい、座禅を組んで雑念をなくしなさい、高額の喜捨（お寺に対しての寄付）をしなさいなどと、とても私にできそうにないことをお求めではありません。

そしてありがたいことに私を阿弥陀さまのお浄土に生まれさせることができないようなら「わたしはさとりを開きません（不取正覚）」と誓われ、ご修行を私たちに代わってなさり、さとりを開かれました。

阿弥陀さまがさとりを得られたおかげで、私たちは阿弥陀さまを心から信じてお浄土へ生まれたいと願い、お念仏を申す身へとお育てをいただき、地獄行きのこの身が救われていく縁をいただいたとお救いを喜ぶ一念慶喜の身に仕上げられ、「往生かならずさだまりぬ」という今ここで往生一定という救いの利益（現益）をたまわるのです。

明年、ますますご一同様とともに御恩報謝のお念仏、仏徳讃嘆のお念仏を申すご縁をと思う二〇二三年の年の暮れです。

南無阿弥陀仏

南無阿弥陀仏

法語の世界

《原　文》

信をえたらば、同行にあらく物も申すまじきなり、心和らぐべきなり。触光柔軟の願 第三十三願 あり。また信なければ我になりて詞もあらく、諍ひもかならず出でくるものなり。あさましあさまし、よくよくこころうべしと云々。

（『蓮如上人御一代記聞書』 二百九十二）

《現代語訳》

「信心を得たなら、念仏の仲間に荒々しくものをいうこともなく、心もおだやかになるはずである。逆に、信心がなければ、自分中心の考え方になって、言葉も荒くなり、争いも必ずおこってくるものである。実にあさましいことである。よく心得ておかなければならない」と仰せになりました。

《用語の解説》

我になりて……自分中心の考え方になって

二〇二三（令和五）年 金光寺報恩講のお知らせ

日　時

十二月十五日　午前十時～　日中法要
（九区・十三区・十四区　地区）
午後六時～　逮夜法要

十二月十六日　午前十時～　日中法要
（十区・十一区・十二区　地区）

ご講師

福岡教区　早良組　真正寺住職
浄土真宗本願寺派　布教使
宗　秀融　師

その他

お参りの際は、門徒式章、念珠と聖典（経本）をご持参ください。

報恩講期間中の日中法要（午前十時からの法要）にお仕事等でお参りできない方は、十二月十五日午後六時からの逮夜法要にお参りください。

法要終了後のお斎については、お配りしますので、ご自宅でお召し上がりください。

浄土真宗では最も大事な法要・法座に多くの方のご参詣をお待ちしております。

是非、ご勝縁をお結びください。